

様式第 1 (第 1 条関係)

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和 5 年 1 月 3 1 日

徳島県知事 殿

徳島県阿南市那賀川町苅屋 3 5 7-2
那賀川町商工会
会長 藤坂 菊市
徳島県阿南市富岡町トノ町 1 2-3
阿南市
市長 表原 立磨

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員の氏名： 小山 孝明

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

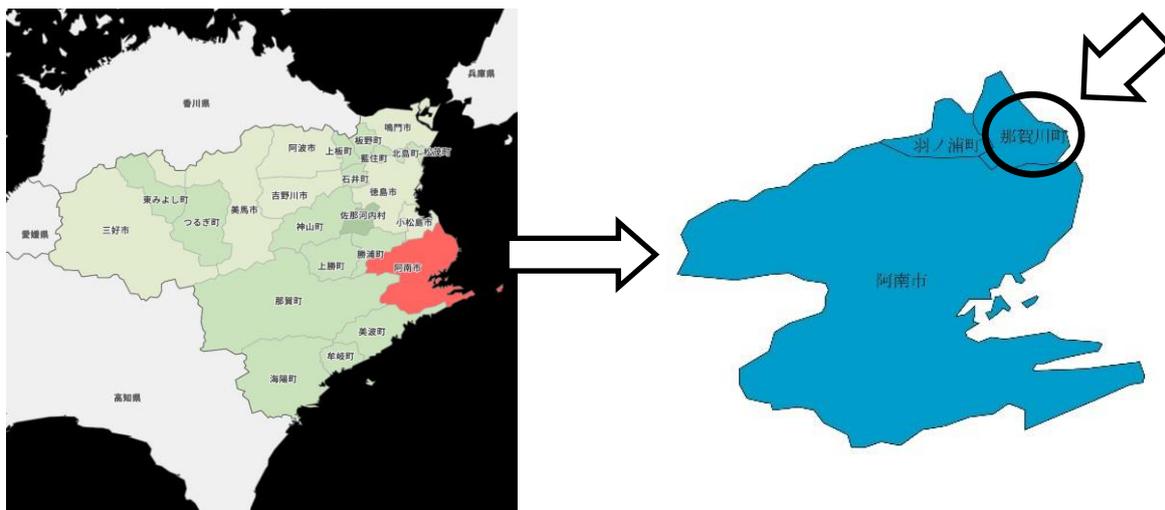
(1) 地域の災害リスク

阿南市の概要

阿南市（あなんし）は、東は紀伊水道、南は美波町及び太平洋に臨み、西は那賀町、北は小松島市及び勝浦町に接する。地形は西部の四国山系の東端に連なる山地と、東部の那賀川水系により形成された沖積平野と三角州からなる。市内を走るJR牟岐線及び国道55号阿南道路や一部併用の55号日和佐道路等によって徳島市や県南地域と結ばれ神戸淡路鳴門自動車道で京阪神へのアクセスも容易で、県南の中核都市となっている。1954年から1955年にかけて12の町村による合併・編入ののち、富岡町と橘町が合併し1958年5月に市制が施行された。そして2006年3月に、那賀川町、羽ノ浦町を編入し、現在の阿南市域が形成された。

市内には3つの経済団体があり、旧 那賀川町に那賀川町商工会、旧 阿南市に阿南商工会議所、旧 羽ノ浦町に羽ノ浦町商工会があり各地区において商工業者の支援を行っている。

よって、本計画は、阿南市那賀川町を想定したものとする。



阿南市那賀川町の地域特性

- ・ 那賀川下流域の沖積平野に発達した米作地帯で都市化の進む市街地である。
- ・ 地域の北側が小松島市、西側が阿南市羽ノ浦町（以下 羽ノ浦町）と接する。南側は那賀川が流れ、東側は紀伊水道・太平洋に面する。那賀川を挟んで那賀川南岸に一部、飛び地がある。
- ・ 山地はなく標高は羽ノ浦町との境界付近が最高で約5m。ほぼ全域が標高4m以下の低平地であり、総じて西側（山地側）の標高が高く東側（海側）が低くなっている。

阿南市の災害リスク

※阿南市地域防災計画（一般防災対策編）より

・ 浸水・洪水災害

洪水ハザードマップによると、那賀川町のほぼ全域が0.5未満～5m未満の浸水想定地域となっている。本市は紀伊水道から南風で運ばれた水蒸気が四国山地にあたることで降水量が極端に多い。昨今の温暖化も重なり異常豪雨が特に発生しやすい地形となっている。

・ 都市災害

令和元年度の阿南市統計書によると阿南市那賀川町の人口は10,802人で世帯数4,532世帯、

面積が18.65km²、人口密度は579.2人（人/km²）で人口・世帯とも集中傾向にある。
また温暖化など地球規模での環境変化もあり、人口密集地では、感染症の急速な拡大や火災の延焼など、複雑化・多種多様化した想定外の災害の発生が懸念される。

・感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。
また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

1) 商工業者数等と内訳

- ・商工業者数 246者
- ・小規模事業者数 223者

【内訳】

地域別小規模事業者数（那賀川町の字毎に集計）

区分 事業者数	字住所	建設	製造	卸売	小売	飲食 宿泊	サー ビス	その 他	計	小計
臨海地域	島尻	1	2		3		2		8	78
	小延	2							2	
	江野島	6	2	2	3		1		14	
	色ヶ島	1					1		2	
	今津浦	3	2		4		2	1	12	
	芳崎		2		1	1	3	1	8	
	工地	2	1		1		2	3	9	
上福井	9	3	1	4	2	3	1	23		
那賀川流域 地域	西原	3	4		2				9	92
	大京原	6	4		5		3	1	19	
	三栗	2	1		1	1	1		6	
	赤池	5	4	1	5	1	4	5	25	
	中島	4	12		5	2	6	4	33	
その他	黒地	4	1		1		3		9	48
	敷地	2			5		4	1	12	
	八幡	1							1	
	日向				1				1	
	手島	3	3		1				7	
	原	2				1		1	4	
	古津		1			2		2	5	
	苅屋	1					2		3	
	北中島		2		4				6	
町外	その他		2	2			1		5	5
	計	57	46	6	46	10	38	20	223	223

注釈

※本会商工業者名簿より小規模事業者を抜粋し作成した。2022年4月1日現在

※「臨海地域」＝太平洋に接する地域（那賀川町の東側）

※「那賀川流域地域」＝那賀川に接する地域（那賀川町の東側で且つ那賀川に接する）

※「上記他」＝主に那賀川町の西側地域（町内においては比較的標高が高く、内陸の地域）

2) 立地状況（上記「地域別小規模事業者数」より）

- ・地域別では那賀川流域、臨海地域、その他の順に多い。
- ・字住所別では中島地区、赤池地区、上福井地区の順に多い。
- ・中島地区には製造業の集積がみられ、半数が木工関連である。

3) 当会地区の想定リスク

小規模事業者の立地状況を見ると、多くが那賀川流域地域並びに臨海地域にあり、さらに細かく見ると中島・赤池・上福井地区が多い。当該3地区は那賀川河口部にあたり、海と川の両面の災害に備えが必要となる。また中島地区の街並みは古く、建物が密集し道路も狭く直線的ではない。避難等には時間を要し、都市災害の危険性も高い。氾濫や高潮、津波などが発生した場合は甚大な被害が予想される。あわせて、那賀川町全域が田園の広がる低平地であること、台風の影響を受けやすく降水量が多い気象条件から、当商工会地区においては洪水・浸水が最も発生頻度の高い災害リスクといえる。洪水・浸水を軸に他の災害リスクを加味した備えを進めていく。

(3) これまでの取組

1) 阿南市の取組

安全で安心なまちづくりに向けて、総合防災体制の確立や、減災、火災予防に努めている。また、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難所における支援等を行い、ハード・ソフト両面からの対策をはかっている。立地適正化計画において防災指針を作成し、安全なまちづくりを推進している。空き家等対策では、市民や民間団体、行政が連携して管理意識の向上を図り、管理不全空き家の発生予防に努めるとともに、倒壊等により、津波からの避難や応急活動の妨げとなる可能性のある空き家の除却を推進している。

※阿南市地域防災計画より

2) 那賀川町商工会の取組

- ・事業者BCP等に関する国、県の施策の周知
巡回・窓口指導時に災害発生リスクへの備えの必要性を認識してもらうため、国の「中小企業 BCPの策定促進に向けて」の小冊子配布等を行った。
- ・防災ハンドブックの設置及び配布
㈱エフエム徳島の作成した防災ハンドブックを商工会館に設置するとともに事業者に配布した。
- ・ビジネス総合保険や経営者休業補償制度等の損害保険への加入促進
東京海上日動火災保険（株）、損保ジャパン（株）、三井住友海上火災保険（株）あいおいニッセイ同和損保（株）との連携によるビジネス総合保険等の加入を推進し、事業活動を取り巻く様々なリスク回避を金銭面から支援した。
- ・BCP策定および事業継続力強化計画策定支援
会員事業者に対し徳島県商工会連合会や本会が委嘱する専門家による計画策定支援を行った。

II 課題

阿南市の防災計画に基づく行政・住民主体の取り組みに依存している。BCPの観点で見ると、大企業では取り組みが進んでいるが、中小企業ではあまり進んでおらず、具体的な体制やマニュアルが整備されていない事業者が多い。背景にはBCPに対する認識の低さや計画策定のためのスキルやノウハウの不足、時間や人材の確保が困難であることが原因と思われる。また、中小企業は大企業のように事業の多角化でリスクの分散がなされていない企業がほとんどであり、被災により一瞬にして生活基盤全てを失う可能性も否定できない。こうした中小企業者が事業の継続性について検討することは、リスク回避のみならず自社の「事業の核」が「どこにあるのか」を見詰め直し経営資源を再定義する良い機会ともなる。

今後の方針として、各事業者に防災に関する認識を深めてもらいつつ専門家の招聘等によるノウ

ハウの提供などを進め、事業継続計画策定の支援を行っていく。また、当該活動が地域に密着した中小企業者の防災の範疇にとどまらず、自社のより広義な経済インフラとしての自覚を促し、事業継続性の重要性についての認識をあわせて深めてもらう。

III 目標

1) 方針

事業継続力強化計画は、一般的な防災理念の延長線上にあると考える。災害の拡大防止と生命、身体、財産を守るためには、平時より一人一人が「自らの安全は自らが守る」という自助の精神と災害に対する適切な認識をもつことが大切であり、平素から防災意識を高くもち、発災時に沈着冷静な行動や活動ができるよう備えることが重要と考える。

本会もこうした考えに立脚し、防災意識の維持のため事業者に対し防災・減災思想の普及・啓発活動に努めるとともに、被災時でも切れ目のない経済活動が行えるよう、BCP や事業継続計画策定の支援を行う。

2) 具体的目標

- ・ 防災・減災思想の普及・啓発活動の実施。
- ・ 商工会事務所での防災マップ等の常設掲示。
- ・ HP もしくは郵送による阿南市防災計画やハザードマップ等の配布（年1回）。
- ・ 発災時の速やかな復旧支援のための当市並びに関係機関との連携体制の構築。
- ・ BCP や事業継続力強化計画（以下強化計画と記載）の策定支援。
- ・ 年度別 BCP もしくは強化計画策定事業者数（目標）

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
2	2	2	2	2

IV その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・阿南市及び国、県など関係機関との協力体制を構築し、協調体制で以下の事業にあたる。

<1. 事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・平素の経営支援事業と並行しハザードマップや防災ハンドブックの活用及び配布により想定される自然災害等のリスク及びその回避・軽減策について周知及び情報提供を行う。
- ・関連損保会社と連携し災害時における保険等の見直し等を行い、被災時の金銭面の軽減がはかれるよう平素より準備にあたる。
- ・会報、ホームページなど、本会が実施する情報発信において市県国等の防災施策を周知するとともに、BCP取組事例の紹介などを行い、小規模事業者の防災リテラシーの向上を目指す。
- ・専門家を招聘し事業者のBCP及び事業継続力強化計画の作成を支援する。
- ・新型コロナウイルス感染症等などの感染症の蔓延時の事業継続対策を強化する。日々変化する状況について正確な情報を入手しデマに惑わされることなく冷静に対応できるよう周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症等に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等を事業者へ周知するとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症等に関しては事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 那賀川町商工会の事業継続計画の作成

- ・令和5年1月に事業継続計画を策定済み。

3) 関係団体との連携) 関係団体との連携

- ・連携を結ぶ関係機関等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策としてビジネス総合保険等の紹介を行う。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の開催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・BCPや事業継続力強化計画の策定を考えている事業者に対し、平素の経営指導等を通じ計画の策定支援や内容の見直しを進める。必要に応じ外部専門家を招聘した作成支援もあわせて実施する。
- ・加入済み保険の見直しを行い、当地の災害リスクの見直し、適切な補償がある保険へのシフトをはかる。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害を想定した、避難ルートの確認や市との連絡・連携方法などの確認を定期的を実施する。また、訓練は必要に応じて実施する。

<2. 発災後の対策>

- ・災害等の発災時には、人命救助を第一とし、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に携帯電話、SNSの順により職員の安否報告を行う。
(安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底に努める。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、阿南市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
職員自身の目視で命の危険を感じる災害状況の場合は、出勤をせず、職員自身の安全確保をし、警報解除後など出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

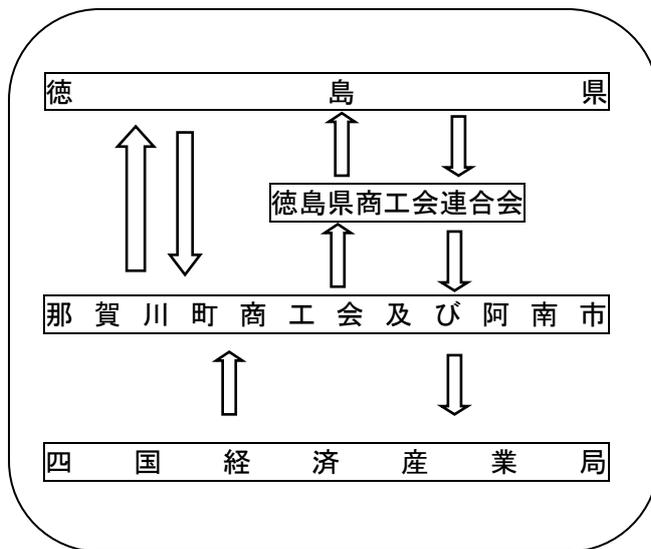
(被害規模の目安は以下を想定)

大規模災害	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊等」、大きな被害が発生している ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害あり	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害なし	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。
発災後～1週間1日に3回共有する。
1週間～2週間1日に2回共有する。
2週間～1ヶ月1日に1回共有する。
2ヶ月以降2日に1回共有する。

<3・発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害発災時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。(役員による各地区の被害状況の報告を実施)
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と阿南市は被害状況確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と阿南市が共有した情報を徳島県の指定する方法にて当会又は阿南市より徳島県へ報告する。



<4・応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、阿南市と相談する。(国や徳島県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・相談窓口開設にあたっては、被災状況や効率性から必要と判断した場合は阿南商工会議所や羽ノ浦町商工会とも相談する。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や県、市等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5・地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・国や県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

(3) その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は速やかに県へ報告する。

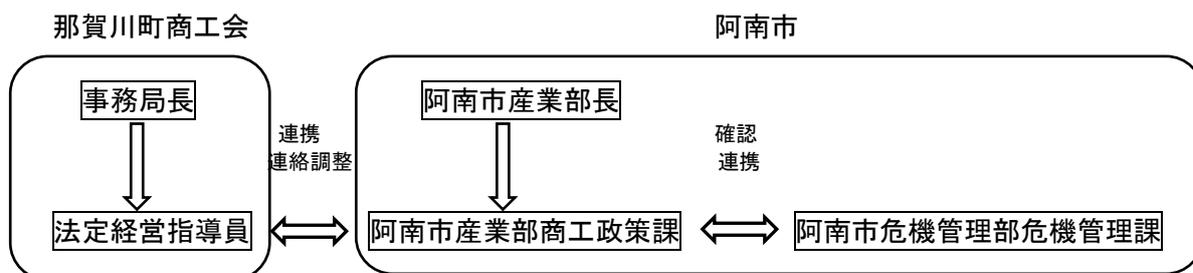
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年11月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 小山 孝明

連絡先は下記、那賀川町商工会と同じ

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認や見直しなどのフォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会/阿南市連絡先

①那賀川町商工会

〒 774-1235 阿南市那賀川町苅屋 357-2

TEL 0884-42-1772 / FAX 0884-42-2645

E mail tsci0600@tsci.or.jp

②阿南市

産業部商工政策課

〒 774-8501 阿南市富岡町トノ町 12-3

TEL 0884-22-3290 / FAX 0884-22-0075

E mail shoukou@anan.i-tokushima.jp

危機管理部危機管理課

〒 774-8501 阿南市富岡町トノ町 12-3

TEL 0884-22-9191 / FAX 0884-28-9884

E mail bosai@anan.i-tokushima.jp

(4) その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	年度	年度	年度	年度	年度
必要な資金の額	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
チラシ等作製費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、阿南市補助金、県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。